

北 ア 第 180 号
平成28年 11月22日

林 野 庁 長 官
今 井 敏 様

公益社団法人北海道アイヌ協会
理 事 長 加 藤 忠

「国際森林認証制度」の国内森林への適正導入とその唱導について（要望）

平素からアイヌ政策の推進にご理解を賜っており厚くお礼申し上げます。

さて、平成20年6月、衆参両院の国会決議を踏まえ内閣官房長官から「アイヌの人々が日本列島周辺、とりわけ北海道の先住民族であるとの認識の下に、「国連先住民族権利宣言」関連条項を参照しつつ、政府として総合的な施策の確立に取り組む所存」との談話が出されました。

それを契機に、国内では「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会報告書」提言の具体化として、平成26年6月に『アイヌ文化を復興等を促進するための「民族共生の象徴となる空間」の整備及び管理運営に関する基本方針について』が閣議決定され、平成28年7月には1府8省の事務次官によるアイヌ総合政策推進会議（内閣官房副長官（事務）議長）が設置されて、新法制定も視野とする本格的な議論の体制が整ったところです。

そうした中で、貴庁はじめ組織下にある北海道森林管理局もその現地推進・連携体制に加わり、諸外国の先住民族政策の整理分析と同時にアイヌの土地、資源に対する伝統的、慣習的権利等が我が国への適用可能性の検討等の遡上に入る運びとなると考えております。

とりわけ「国際森林認証制度」を国内森林へ積極的に導入することは、東京オリ・パラを迎えるに当たり、国内でのハイトスピーチへの取組や公職者の「土人」発言等に見られる人種、民族に関する人権への配慮のあり方、さらには「持続可能性に配慮した調達コード」、国際森林認証材の公共施設への使用、国有林を含めた公有林等も係わる管理木材（パルプ材、セルロースナファイバー類等）、「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」へも波及する先住民族を包摂した社会や経済・環境等の歴史的、文化的な課題解決にも直接関わって参ります。

「民族共生象徴空間」が整備される東京オリ・パラ開催時には、日本の先住民族政策が、この国際森林認証制度の適正導入如何によって先住民族の労働、文化、環境、経済、法務等に亘る、総合的、根源的課題解決への評価基準になるものと考えており、とりわけ国際人権の観点から林野行政面からも高い評価が得られるようになることを期待しているところです。

また、人権デュー・ディリジェンスや国際連合の人権理事会での「ビジネスと人権に関する指導原則（A/HRC/17/31）」の採択に伴い、その履行がグローバル基準となり、これまで欠落していた「権威あるフォーカルポイント」として力点を置いた指標が国家に対しても提示されています。

これらの推進は、先住民族アイヌのみならず、森林管理から、生産、加工、流通、消費へと林業に携わるあらゆる関係者の利益となるものであり、何より公共財としての森林そのものの価値を高め、豊かな生態系や環境づくりへ寄与し、観光振興等へも効果をもたらします。

つきましては、別添参考資料（H26年11/10付）にある我が国とりわけ北海道山林原野の森林資源等の歴史的淵源を前提とした持続可能な開発目標（SDG_s）の促進や東京オリ・パラでの「持続可能性に配慮した調達コード」「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」、FSC及びPEFC/SGEC「国際森林認証制度」の規格改正に伴う先住民族の法律上または伝統的、慣習的権利等に関わるFPICを、国公有林野を管理運営する国や地方自治体が率先垂範して実行し、林業経営者、審査機関や組織等に対し、寡占化などすることなく、その取組を働きかけ促進、唱導することを要望いたします。